

第4回宇都宮市水道料金等審議会

日 時：平成18年12月22日（金）
午後2時～

場 所：上下水道局5階大会議室

===== 次 第 =====

1 開 会

2 審 議

(1) 議事録の公開内容について 資料1

(2) 水道料金制度の見直しについて 資料2

3 閉 会

第3回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

日時

平成18年11月28日（火） 午前10時～午前11時30分

会場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- ・ 委員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，乙貫良典委員，蕪木信一委員，神野俊彦委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛渕澄江委員，砂長 勉委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター副所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

傍聴者数

1名

会議経過

1 開会

2 審議

(1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認したうえで配付資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全員：異議なし。

会長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。

(2) 水道料金制度見直しの論点整理について

事務局から，《【資料2】水道料金制度見直しの論点整理》から《【資料4】（社）日本水道協会による本市水道事業経営診断の中間報告》まで一括にて説明。

A 委員：全体として1つ伺いたいのだが，所々に財政への影響と出ているが詳細な記載がない状態である。今後の中でということだと思うが，今後の中でどのような考え方があるのか聞かせていただきたい。前回の説明の中でも人件費の抑制などと言っていたと思うが，そういった材料を料金の中に具体的にどう反映させていくのか。

もう1つは，大口利用者の水道離れ抑制対策の中で基準水量の設定とあり，それぞれの利用者に基準水量を設定するということであると思うが，

一度設定した基準水量を企業の使用状況によって変更していくものなのか、それとも一度決定したものは未来永劫変更できないものであるのか。企業も日々経費削減努力をしており、いったん決めたものが未来に渡って変えられないとなると抵抗があるのでないか。

事務局： まず1つ目であるが、この審議会で論点となった基本水量制、口座振替割引、大口利用者の水道離れ抑止策の検討といったものについて論点を整理させていただいたが、これまでににおいても財政構造改革計画を推進し、料金の値上げをしないで済むよう取り組んできた。今回の制度の見直しにおいては当然経費が必要となってくるが、財政収支を変えずに見直そうとすれば、どこかで値下げをすればどこかで取り返さなければならないといった再配分という形を取らざるを得ないが、一方で県からの受水費の値下げが予定されている。説明の中でも具体的な数字を示していないが、現在栃木県で12月議会への上程を予定しており詳細を示せない状況である。ただし、方向性としては引き下げの方向であり、それを制度見直しの原資に充てていいということであれば、それぞれの制度の中に、その原資分を配分したい。または、水道料金水準そのものにも反映することが考えられる。また、原資にしないとなれば、今回の新たな制度の導入による減収分をどこかで補わなければならない。

2つ目の大口利用者については、一定の使用期間を算定期間とし基準水量を設定しようとするものであるが、この制度には二面性があり、水源に余裕がある場合に限り低廉な料金で提供し、取水制限がかかるなど渇水期については節水を心掛けていただき、基準水量を超えた場合は割高になる制度であるが、委員指摘のとおり企業は日々経費削減努力をしており、事務局としても未来永劫基準水量を固定するといった形で考えているわけではないが、審議会の場で改めてご検討いただきたい。

会長： 今回の料金改定は利用者からの節水努力が報われないといった意見を踏まえて行うことを予定している。資料にもあるが0～10m³の中に2割以上の人がいるわけであり、努力している人には料金で報われる形にしようとするものである。当然基本水量を下げるということは減収になるということが考えられる。この減収をどうするか考えなければならない。そこで事務局からも説明があったが、県から買っている水の単価が引き下げになりそうだということである。まだ、議会に諮る前なので具体的な額は示せないということであるが、この値下げ分をどこでみるか考えなければならない。また、大口利用者に対しても最高単価を安くするといった形で還元する方法もある。

今回の改定案は今後4年間の方向付けであり、4年後にはまた見直しをするものであるから、企業の基準水量についても今後4年間における基準水量ということで考えていただきたい。

B委員： 大口利用者については往々にして経営が厳しく、公共料金についても手を入れていかなければならない状況である。例えば九州地区において電気

料金であるが、系列企業が一括契約することによりコスト削減を図っている例がある。水道料金においても市内の系列企業が一括契約することによるメリットといったものを創出できないか。

事務局： 水道においては各事業所に引き込んでいる水道管の口径の大きさによって基本料金を設定しているが、例えばそれを一括して大口径の管を引き込み、それを分けて使用するというのであればその大口径の部分において算定したり個別の引き込みにおいて算定するなどといったことが可能であるが、場所が離れている場合各事業所の使用状況ごとに算定するしかないのが現状である。今後こういった手法が考えられるか検討材料としたい。

C 委員： 今回制度の見直しにあたり、基本水量と口座振替と大口利用者の個別契約といったものが挙げられており、減収となった分をどこかで補うか、それとも受水費の引き下げ分を原資とするかといったことが議論となっているが、前回までの話でもあったが、将来的に湯西川ダムの減価償却費などの多額の経費発生が見込まれているのであれば内部に留保するべきではないかとも考えられる。いずれにしても受水費引き下げの影響額など具体的な数値が示されないと判断しようがない。

会長： 事務局においては、次回にはもちろん県からの内示があればだが、受水費の引き下げによる影響額やそれを新たな制度にどれくらい充てられるのかといった試算値を示していただきたい。

D 委員： 口座振替割引についてだが、水道料金については2か月に1度の請求が原則だと思うが、案1だと1回の振替で50円の割引があり、案2だと100円の割引があると考えてよろしいか。

事務局： 委員指摘のとおりであり資料にもあるが、コンビニで納付していただく場合、上下水道局としてコンビニに対し1件につき55.65円の手数料を支払っている。一方口座振替の場合は、銀行だと5.25円となっており、コンビにとの差は約50円となっている。宇都宮市の水道料金は隔月検針隔月徴収となっているため、コンビニ納付と銀行振替では2か月で50円の差が生じている。口座振替のお客様には希望により毎月納付もできるようにしているため1か月あたりで算定している。案1については2か月単位で見た場合のコンビニ納付と銀行振替の差である50円を2で割って1か月あたり25円とする考え方であり、案2については他の公共料金と同じ考えで1回の振替につき50円割り引くという考え方である。

会長： 基本水量の見直しについては2つの案が示されているが、委員からの発言もあったように受水費引き下げ等の具体的な数値による試算がないとなんとも言えないが、2割を超える利用者に対して節水努力に報いてあげようとするものであり、日本水道協会による算定要領からも基本水量は削除されていることもあり、方向性としては基本水量を減量するというところでよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは基本水量については減量するというところで進めていきたい。2

案のうちどちらにするかというのは具体的な数値が示されてから判断するものとする。

次に口座振替割引制度については、収納率の高い口座振替を推進するうえでも有効であり、他の公共料金でも導入されている制度であるため、宇都宮市においても導入する方向で考えてよろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： 次に大口利用者の水道離れ抑止策の検討であるが、水道は今まで使えば使うほど高くなるということで大口利用者の方には負担が大きかった。電気においても大口利用者に対して逓増制を採用しているが、現在においては電力自由化の影響もあり制度が形骸化しており、個別契約によって契約単価が引き下げられている状況にある。使えば使うほど高くなるのは今の世の中に合っていないと思われるため最高単価を見直して安くするといった個別需給給水契約制度を導入するといった方向でよろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： これも次回までに最高単価の部分をいくりにするのかといった資料を用意していただきたい。

最後の選択料金制度の導入については、現時点において難しいということである。可能であれば他の公共料金のような選択性料金をいち早く導入するべきだと思うが、もう少し検討が必要だということであるため、今後の料金改定のために引き続き調査研究してもらおうということによろしいか。

全 員： 異議なし。

E 委 員： 経営診断の中間報告の中で給水人口や配水量が増加しても給水収益が減ってくるのはなぜか。

事 務 局： 宇都宮市の水道料金体系は、使えば使うほど従量料金単価が高くなる逓増制を採用している。このため、現在は給水人口が増加するよりも1世帯当たりの使用水量が減り、安い区分の従量単価が適用される例が増えてしまい減収となってしまう。

会 長： 大家族で水道をたくさん使うと高い従量単価となるため収入が増えるが、その世帯が核家族化すると基本水量で収まったり安い従量単価に留まるため減収になるということである。

E 委 員： 例えば100m³の使用水量があったとした場合、1軒で100m³使用するのと10軒で10m³ずつ使用するのでは、10軒で10m³ずつ使用するほうが安くなってしまいうということか。

事 務 局： 基本料金を考えると若干複雑になるが、従量料金だけで考えれば基本的には委員が示した例のとおりである。

会 長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事 務 局： 次回は平成18年12月22日（金）午後2時から今回同様上下水道局5階大会議室で予定している。詳細は各委員宛て別途通知する。

3 閉 会

平成18年12月22日
第4回水道料金等審議会

水道料金制度の見直しについて

1 これまでの水道料金等審議会の内容整理

論 点	審 議 会 で の 決 定
<p>1 基本水量制の見直し 独居老人世帯等, 使用量が基本水量に満たない世帯から, 節水が報われないとの声が上がっているため, 基本水量制の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>基本水量を減量する。 水道法の趣旨と使用実績を踏まえ, 基本水量を 10 m³から減量する。</p>
<p>2 新たなサービス導入の検討 他の公共料金の制度・サービスを参考にしながら, 費用負担の適正化と収納率の向上につながる新たなサービスの導入を検討する必要がある。</p>	<p>口座振替割引制度を導入する。 コンビニ納付等 の場合との費用負担の公平化及び収納率向上を図る。 コンビニ納付手数料:55.65 円</p>
<p>3 大口需要者の水道離れ抑制策の検討 大口需要者の水道離れ抑制のためにも, 大口需要者が, より水道水を利用しやすい制度を導入していく必要がある。</p>	<p>個別需給給水契約制度を導入する。 一般の水道利用者と大口需要者のサービスのバランス, また, 節水と使用のインセンティブのバランスを勘案しながら, 本制度を導入していく。</p>

- 2 受水単価の引下げに伴う水道料金の取扱い(案)について・・・別紙1参照
- 3 口座振替割引制度(案)について・・・別紙2参照
- 4 新しい料金体系(案)・・・別紙3参照
- 5 個別需給給水契約制度(案)について・・・別紙4参照

受水単価の引下げに伴う水道料金の取扱い（案）について

趣旨

本市においては、県の鬼怒水道用水供給事業から水道水の供給（全体の約1割）を受けているが、この受水単価の引下げに伴い経費が軽減されることから、今後の水道料金の取扱いについて協議するもの

1 受水単価の推移と本市の対応

改定年月日	受水単価	本市の対応
昭和62年10月1日	172.76円/m ³	(受水開始)
平成14年4月1日	147.85円/m ³	△1.82%の料金改定
平成19年4月1日	111.16円/m ³	改定予定

2 受水単価の引下げに伴い軽減される経費

	受水費用（千円）	積算根拠
現行経費	1,221,666	(現行単価) (1日受水量) (日数) (消費税) 147.85円×21,560m ³ ×365日×1.05
引下げ後の経費	918,501	(新単価) (1日受水量) (日数) (消費税) 111.16円×21,560m ³ ×365日×1.05
差引 (軽減される経費)	303,165	

※ 1日受水量は、使っても使わなくても支払いが必要な責任水量制となっている。

3 受水単価の引下げに伴う財政への影響

本市においては、現行の水道料金体系のもと、人件費の削減など財政構造改革計画を推進し、水道料金の維持抑制に努めているため、受水単価の引下げに伴い軽減される経費については水道利用者に十分還元できる。

4 今後の水道料金の取扱い

受水単価の引下げに伴い経費が軽減されることから、水道事業に要する経費である総括原価を精査し、新たなサービスを含めて、水道料金制度見直しの原資に充当する。

口座振替割引制度（案）について

1 口座振替割引制度導入の背景と趣旨

電気、電話などの業界においては、顧客の利用形態に応じた様々な料金形態が広がっている中、料金の口座振替をさらに進めるため口座振替の申し込みをしているお客様に対し、東京電力や東京都水道局では1か月につき50円、NHKでは1回の引き落とし（2ヶ月）につき100円の料金割引を実施している。

このような中、本市水道事業においても、コンビニエンスストアにおける支払手数料と口座振替の手数料では費用負担が異なることなどから、費用負担の公平化と収納率の向上を図るため、口座振替割引制度を導入する。

2 口座振替割引制度の具体案

	割引額 (税込み)	理 由
A 案	25円/月	<p>本市の水道料金は、2ヶ月分請求が基本で、コンビニエンス支払手数料が55.65円、口座振替の手数料が5.25円のため、その差額分である50円を割引く。</p> <p>(コンビニ手数料)(口座振替の手数料)</p> $55.65円 - 5.25円 = 50.4円 \quad 50円$ $50円 \div 2ヶ月 = 25円/月$
B 案	50円/月	他の公共料金に準拠する。

新しい料金体系（案）

前提条件：

- 1 料金算定期間：平成19年度～22年度
- 2 料金改定率：△3.19%

【現行料金表】

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円)					
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201 m ³ ~
13	939.75						
20	1,391.25	0.00	180.60	211.05			
25	1,832.25						
30	1,890.00						
40	3,675.00				246.75	278.25	331.80
50	6,347.25						
75	15,256.50						
100	31,736.25						
150	89,076.75						

〔別紙3〕

案	体系案の概要		料金表（1か月料金/税込み）							新旧料金対照表（1か月料金/税込み）							
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円)							口径(mm)	区分	使用水量(m ³)					
			1~5 m ³	6~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201 m ³ ~			5	10	20	25	50	100
A	○(社)日本水道協会作成 ○「水道料金算定要領」に基づく料金体系 ○基本水量:なし ○改定率:△3.19%																
	13	420.0								13mm	現行(円)	939	939	2,745	3,801	9,077	21,414
	20	777.0								13mm	改定(円)	1,008	1,596	2,940	3,764	7,885	17,703
	25	1,134.0								13mm	改定額(円)	69	657	195	△37	△1,192	△3,711
	30	1,816.5								13mm	改定率(%)	7.35	69.97	7.10	△0.97	△13.13	△17.33
	40	3,045.0	117.60	134.40	164.85	196.35	236.25	307.65	20mm	現行(円)	1,391	1,391	3,197	4,252	9,528	21,866	
	50	5,901.0								20mm	改定(円)	1,365	1,953	3,297	4,121	8,242	18,060
	75	13,135.5								20mm	改定額(円)	△26	562	100	△131	△1,286	△3,806
100	21,808.5								20mm	改定率(%)	△1.87	40.40	3.13	△3.08	△13.50	△17.41	
150	48,090.0								25mm	現行(円)	1,832	1,832	3,638	4,693	9,969	22,307	
									25mm	改定(円)	1,722	2,310	3,654	4,478	8,599	18,417	
									25mm	改定額(円)	△110	478	16	△215	△1,370	△3,890	
									25mm	改定率(%)	△6.00	26.09	0.44	△4.58	△13.74	△17.44	
B	○(社)日本水道協会作成 ○A案を修正し、基本水量5m ³ を付与し、現行体系との相違点を可能な限り縮小した料金体系 ○基本水量:5m ³ ○改定率:△3.19%																
	13	682.5								13mm	現行(円)	939	939	2,745	3,801	9,077	21,414
	20	1,050.0	0.00	55.65	180.60	211.05			13mm	改定(円)	682	960	2,766	3,822	9,098	21,435	
	25	1,396.5								13mm	改定額(円)	△257	21	21	21	21	21
	30	1,816.5								13mm	改定率(%)	△27.37	2.24	0.77	0.55	0.23	0.10
	40	3,045.0								20mm	現行(円)	1,391	1,391	3,197	4,252	9,528	21,866
	50	5,901.0								20mm	改定(円)	1,050	1,328	3,134	4,189	9,465	21,803
	75	13,135.5								20mm	改定額(円)	△341	△63	△63	△63	△63	△63
100	21,808.5								20mm	改定率(%)	△24.51	△4.53	△1.97	△1.48	△0.66	△0.29	
150	48,090.0								25mm	現行(円)	1,832	1,832	3,638	4,693	9,969	22,307	
									25mm	改定(円)	1,396	1,674	3,480	4,536	9,812	22,149	
									25mm	改定額(円)	△436	△158	△158	△157	△157	△158	
									25mm	改定率(%)	△23.80	△8.62	△4.34	△3.35	△1.57	△0.71	
C	○宇都宮市上下水道局作成 ○B案を修正し、口座振替割引制度を導入し、現行体系とのバランスを重視した料金体系 ○基本水量:5m ³ ○口座振替割引額:25円/月 ○改定率:△3.19%(口座割引を含む)																
	13	819.0								13mm	現行(円)	939	939	2,745	3,801	9,077	21,414
	20	1,218.0	0.00	23.10	179.55	208.95			13mm	改定(円)	819	934	2,730	3,774	8,998	21,178	
	25	1,617.0								13mm	口座振替割引額(円)	△25	△25	△25	△25	△25	△25
	30	1,827.0								13mm	改定額(円)	△145	△30	△40	△52	△104	△261
	40	3,559.5								13mm	改定率(%)	△15.44	△3.19	△1.46	△1.37	△1.15	△1.22
	50	6,142.5								20mm	現行(円)	1,391	1,391	3,197	4,252	9,528	21,866
	75	14,773.5								20mm	改定(円)	1,218	1,333	3,129	4,173	9,397	21,577
100	30,723.0								20mm	口座振替割引額(円)	△25	△25	△25	△25	△25	△25	
150	86,236.5								20mm	改定額(円)	△198	△83	△93	△104	△156	△314	
									20mm	改定率(%)	△14.23	△5.97	△2.91	△2.45	△1.64	△1.44	
									25mm	現行(円)	1,832	1,832	3,638	4,693	9,969	22,307	
									25mm	改定(円)	1,617	1,732	3,528	4,572	9,796	21,976	
									25mm	口座振替割引額(円)	△25	△25	△25	△25	△25	△25	
									25mm	改定額(円)	△240	△125	△135	△146	△198	△356	
									25mm	改定率(%)	△13.10	△6.82	△3.71	△3.11	△1.99	△1.60	

〔参考1〕

平成18年12月22日
第4回水道料金等審議会

水道料金中核市別比較(※1月あたり 税込み)

順位	13mm								順位	
	都市名	水量	10m ³	都市名	水量	15m ³	都市名	水量		20m ³
1	郡山市		¥2,163	長崎市		¥2,997	長崎市		¥4,415	1
2	豊田市		¥1,785	郡山市		¥2,688	いわき市		¥3,234	2
3	いわき市		¥1,743	いわき市		¥2,488	郡山市		¥3,213	3
4	長崎市		¥1,580	豊田市		¥2,210	旭川市		¥2,872	4
5	高松市		¥1,470	高松市		¥2,152	高松市		¥2,835	5
6	旭川市		¥1,371	旭川市		¥2,122	大分市		¥2,824	6
7	金沢市		¥1,333	大分市		¥2,063	堺市		¥2,782	7
8	秋田市		¥1,312	秋田市		¥2,021	宇都宮市		¥2,745	8
9	新潟市		¥1,312	堺市		¥1,995	秋田市		¥2,730	9
10	大分市		¥1,302	長野市		¥1,958	長野市		¥2,688	10
11	長野市		¥1,228	高知市		¥1,941	高知市		¥2,660	11
12	岡崎市		¥1,228	金沢市		¥1,926	豊田市		¥2,653	12
13	高知市		¥1,222	岡崎市		¥1,895	福山市		¥2,635	13
14	堺市		¥1,207	新潟市		¥1,848	東大阪市		¥2,632	14
15	鹿児島市		¥1,207	宇都宮市		¥1,842	奈良市		¥2,604	15
16	浜松市		¥1,155	鹿児島市		¥1,837	松山市		¥2,600	16
17	熊本市		¥1,102	浜松市		¥1,837	船橋市		¥2,570	17
18	松山市		¥1,050	松山市		¥1,825	岡崎市		¥2,562	18
19	宮崎市		¥1,029	東大阪市		¥1,818	金沢市		¥2,520	19
20	岡山市		¥1,018	熊本市		¥1,811	浜松市		¥2,520	20
21	相模原市		¥1,014	奈良市		¥1,790	熊本市		¥2,520	21
22	東大阪市		¥1,004	船橋市		¥1,780	横須賀市		¥2,509	22
23	船橋市		¥990	岡山市		¥1,732	鹿児島市		¥2,467	23
24	奈良市		¥976	福山市		¥1,722	岡山市		¥2,446	24
25	福山市		¥966	横須賀市		¥1,722	和歌山市		¥2,415	25
26	和歌山市		¥945	宮崎市		¥1,711	相模原市		¥2,395	26
27	川越市		¥945	相模原市		¥1,686	宮崎市		¥2,394	27
28	宇都宮市		¥939	和歌山市		¥1,680	新潟市		¥2,383	28
29	横須賀市		¥934	高槻市		¥1,575	高槻市		¥2,310	29
30	富山市		¥861	岐阜市		¥1,501	岐阜市		¥2,236	30
31	豊橋市		¥850	姫路市		¥1,425	姫路市		¥2,100	31
32	高槻市		¥840	川越市		¥1,391	川越市		¥2,047	32
33	倉敷市		¥819	富山市		¥1,365	富山市		¥1,869	33
34	岐阜市		¥766	倉敷市		¥1,323	倉敷市		¥1,827	34
35	姫路市		¥750	豊橋市		¥1,144	豊橋市		¥1,438	35
	平均		¥1,155	平均		¥1,852	平均		¥2,561	

水道料金中核市別比較(※1月あたり 税込み)

順位	20mm								順位	
	都市名	水量	10m ³	都市名	水量	15m ³	都市名	水量		20m ³
1	郡山市		¥4,063	郡山市		¥4,588	郡山市		¥5,113	1
2	新潟市		¥3,129	新潟市		¥3,664	長崎市		¥4,415	2
3	いわき市		¥2,772	いわき市		¥3,517	いわき市		¥4,263	3
4	高松市		¥2,520	高松市		¥3,202	新潟市		¥4,200	4
5	秋田市		¥1,837	長崎市		¥2,997	高松市		¥3,885	5
6	豊橋市		¥1,816	秋田市		¥2,546	奈良市		¥3,349	6
7	豊田市		¥1,785	奈良市		¥2,535	秋田市		¥3,255	7
8	鹿児島市		¥1,753	大分市		¥2,441	大分市		¥3,202	8
9	奈良市		¥1,722	鹿児島市		¥2,383	宇都宮市		¥3,197	9
10	大分市		¥1,680	岡崎市		¥2,346	船橋市		¥3,100	10
11	岡崎市		¥1,680	船橋市		¥2,320	岡崎市		¥3,013	11
12	長崎市		¥1,580	宇都宮市		¥2,294	鹿児島市		¥3,013	12
13	長野市		¥1,543	長野市		¥2,273	長野市		¥3,003	13
14	船橋市		¥1,530	豊田市		¥2,210	熊本市		¥2,877	14
15	熊本市		¥1,459	熊本市		¥2,168	旭川市		¥2,872	15
16	金沢市		¥1,396	旭川市		¥2,122	岡山市		¥2,814	16
17	宇都宮市		¥1,391	豊橋市		¥2,110	堺市		¥2,782	17
18	岡山市		¥1,386	岡山市		¥2,100	松山市		¥2,750	18
19	旭川市		¥1,371	宮崎市		¥2,047	宮崎市		¥2,730	19
20	宮崎市		¥1,365	堺市		¥1,995	和歌山市		¥2,730	20
21	和歌山市		¥1,260	和歌山市		¥1,995	高知市		¥2,660	21
22	高知市		¥1,222	金沢市		¥1,989	豊田市		¥2,653	22
23	堺市		¥1,207	松山市		¥1,975	福山市		¥2,635	23
24	松山市		¥1,200	高知市		¥1,941	東大阪市		¥2,632	24
25	浜松市		¥1,155	浜松市		¥1,837	金沢市		¥2,583	25
26	川越市		¥1,081	東大阪市		¥1,818	浜松市		¥2,520	26
27	相模原市		¥1,014	福山市		¥1,722	横須賀市		¥2,509	27
28	東大阪市		¥1,004	横須賀市		¥1,722	豊橋市		¥2,404	28
29	福山市		¥966	相模原市		¥1,686	相模原市		¥2,395	29
30	富山市		¥945	岐阜市		¥1,617	岐阜市		¥2,352	30
31	横須賀市		¥934	高槻市		¥1,575	高槻市		¥2,310	31
32	岐阜市		¥882	川越市		¥1,527	川越市		¥2,184	32
33	高槻市		¥840	富山市		¥1,449	姫路市		¥2,100	33
34	倉敷市		¥819	姫路市		¥1,425	富山市		¥1,953	34
35	姫路市		¥750	倉敷市		¥1,323	倉敷市		¥1,827	35
	平均		¥1,516	平均		¥2,213	平均		¥2,922	

【参考2】

平成18年12月22日
第4回水道料金等審議会

(社)日本水道協会による
本市水道事業経営診断の
中間報告

—宇都宮市の水道料金—

平成18年12月

目 次

宇都宮市の水道料金について	1
1. 料金水準について	1
2. 料金体系について	1
3. 料金の算定について	3
1) 前提事項	3
(1) 主要業務実績と計画	3
(2) 収益的収支計算書	4
(3) 資本的収支計算書	5
(4) 料金水量見込	5
(5) 段階別水量内訳	5
(6) 口径別給水件数見込	6
2) 料金原価	7
3) 料金改定率	7
4) 有収水量1‰当たりの原価	7
5) 料金原価とその分解	8
6) 総括原価の分解	9
7) 総括原価の配賦	10
8) 総括原価配賦表	12

宇都宮市の水道料金について

地方公営企業として地方公共団体が経営する水道事業においては、公共の福祉の増進を目的として住民の給水需要に対応し、水源の開発、施設の拡張によって安定給水の確保、普及率の向上に努力しているが、需要者負担による独立採算を原則とする水道事業においては、事業運営を取り巻く環境の変化に対応して、適時水道料金の適正化について検討をする必要がある。

また、水道料金の算定に当たっては、総括原価主義に立脚するとともに、料金体系については需要者の負担の公平を図るために、能率的経営の下、事業の健全な運営が確保できるよう個々の需要者ごとの水需要に対応した公正妥当な料金としなければならない。

1. 料金水準について

総括原価主義における適正水道料金の対象経費は、営業費用と資本費用から構成される。

営業費用には人件費、動力費、薬品費、受水費、修繕費、材料費、減価償却費、その他の営業費用と営業外費用のうち支払利息以外の費用の合計額から給水収益以外の収益を控除した額が計上され、資本費用には支払利息及び資産維持費が計上される。

水道事業は施設経営であるので水道料金は単に既設の施設による給水のための原価を償うだけでは十分でなく、給水の自然増等に対応して施設の拡充、改良を行い、事業の実体資本を維持し、また、企業債の償還等に要する資金を確保しなければならない。

そこで、健全な財政基盤の確保の見地からは、企業自身の経営の中から企業内に資金を留保することが必要であり、そのための資産維持費を総括原価の構成要素とすべきである。

2. 料金体系について

料金原価には、施設の維持管理費、減価償却費、支払利息のように使用者の給水需要に対応してかかる経費（固定費）と、動力費、薬品費のように水の使用量に比例してかかる経費（変動費）及び水の使用とは関係なく需要家の数に比例してかかる経費（需要家費）があり、さらに需要家費の中には検針・集金関係費のように各需要家に対して等しく係る経費と、量水器関係費のように需要家の使用口径に応じて係る経費があるので、料金原価をその性質に応じて分解し、それぞれの原因別に基本料金及び従量料金に配賦することが適当である。

水道事業は膨大な固定施設を有するので、料金原価の内容も上記の固定費が大きな割合を占めているが、その施設の規模、能力等は予想される水道使用者の需要見込量に対応して計画し、建設されるものであるため、固定費がどの程度になるかは水道の予定需要見込量によって決定されるものである。したがって、水道料金について原価主義を採るならば、料金体系の設定に当たっては料金原価を構成する費用の性質に応じ、固定費及び需要家費はいわば各需要者の給水需要見込に対応するための施設を準備するのに必要な経費であるから、給水需要見込量等に応じ準備料金として口径別の個別原価計算により基本料金に配賦することが適当であり、変動費は水の使用量に応じ従量料金に配賦することが理論的

である。

しかし、この方法をそのままあてはめると準備料金が高額となり、生活水の低廉確保及び各都市の実情にもそぐわない面がでてくるので、固定費の準備料金への配分については、固定費総額に対し、最大配水量と平均配水量の差の比率（1－負荷率）を乗じて得た額を準備料金とし、残余の固定費を水量料金とする方法等により適切な調整が必要である。

なお、基本料金は基本水量を付するかどうかの問題があるが、基本水量の採用には、歴史的経緯に基づく面がある。

その理由としては、第一に水道サービスの特性、特に住民の保健衛生上の観点から一定の水量についてはその水量の範囲での消費をしやすくし、衛生思想を向上させることであり、第二に事業経営の安定を図るため、常に一定の料金収入を確保することにある。

しかし、住民の保健衛生思想は相当向上しており、また、第二の点については基本料金と従量料金をどのように設定するかという料金原価の配賦上の問題として解決することができるので、料金体系の設定に当たり原価主義の徹底と節水意識の高揚を意図するならば、基本水量は設定しない方が良いという考え方もあり、日本水道協会の水道料金算定要領でも基本水量は付与していない。

料金体系のうち、従量料金については均一料金体系、需要抑制型の逦増制料金体系等があり、全国的に見ても水源確保の困難化の実情から逦増制料金体系を採用する事業が多く、理論的にも、従量料金に固定費の一部が含まれている場合には、多量使用者にはその使用に応じた原価の負担を課することが妥当と考えられる。

また、生活水についてはある程度低廉を確保することが望ましいが、その軽減範囲は、個別原価に基づく客観的公平性を大きく損なわない程度に止め、最高単価も需要実態等を考慮して設定する必要がある。

なお、事業の事情により将来とも水源確保の心配がなく、むしろ給水需要の促進により給水サービスの向上を図ろうとする場合は、需要促進型の逦減制料金体系を採ることを否定するものではない。

以上、水道料金算定の基本的な考え方について述べたが、今回の経営診断においては、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき、次のような具体的方針によって水道料金を算定することとした。

- ① 料金算定期間は平成19年度から22年度までの4年間とする。
- ② 料金水準については総括原価主義とし、資産維持費については料金算定期間の期首・期末における償却対象資産を基準に、資産維持率（0.96%：直近5年間の平均政府債利率1.92%に水道事業の平均的な自己資本構成比率50%を乗じたもの）を乗じた額の4年分を計上する。
- ③ 需要家費のうち、検針・徴収関係費については、全額を準備料金とし、各需要家に均等に配賦する。
- ④ 需要家費のうち、量水器関係費については、全額を準備料金とし、量水器の購入価格指数により配賦する。

⑤ 固定的原価のうち、準備料金に対しては、固定費×（1－負荷率）に相当する額を配分し、その他の固定的原価は水量料金に配分する。

なお、負荷率は平成13年度から平成17年度までの実績平均を用い、86.70%とする。

⑥ 料金体系は、口径別料金体系とし、基本水量は付さない。従って水量料金に配分された原価はすべて従量料金に配賦されることとなる。

3. 料金の算定について

1) 前提事項

(1) 主要業務実績と計画

年 度 項 目	平成17年度 (実績)	平成18年度 (決算見込)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口 (人) (河内町を含む)	492,091	495,500	498,200	500,600	502,700	504,500
給水人口 (人) (河内町を含む)	481,269	485,300	488,700	491,800	494,600	497,100
普及率 (%)	97.80	97.94	98.09	98.24	98.39	98.53
給水戸数 (戸)	208,478	211,100	214,342	217,611	220,804	222,915
年間総配水量 (m ³)	63,746,006	63,520,407	63,638,950	63,755,989	63,892,879	64,048,982
1日平均配水量 (m ³)	174,647	174,029	174,353	174,193	175,049	175,477
1人1日平均配水量 (ℓ)	362.9	358.6	356.8	354.2	353.9	353.0
年間有収水量 (m ³)	54,189,760	54,017,754	54,137,655	54,256,347	54,392,008	54,544,113
有収率 (%)	85.01	85.04	85.07	85.1	85.13	85.16

(2) 収益的収支計算書

(税抜き)
(単位：千円)

年度 項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
給水収益	10,128,203	10,112,722	10,102,836	10,097,786	40,441,547
その他営業収益	807,938	826,691	834,721	839,189	3,308,539
受取利息	778	778	778	778	3,112
他会計負担金	12,952	9,048	5,714	3,143	30,857
雑収益	5,148	5,157	5,166	5,250	20,721
特別利益	3	3	3	3	12
収益合計	10,955,022	10,954,399	10,949,218	10,946,149	43,804,788
人件費	1,475,138	1,420,281	1,401,135	1,343,764	5,640,318
動力費	108,390	108,323	108,287	110,257	435,257
受水費	874,763	877,160	874,763	874,763	3,501,449
薬品費	49,868	49,761	53,287	58,613	211,529
修繕費	292,647	291,123	301,123	291,123	1,176,016
委託料	678,111	729,692	749,880	713,447	2,871,130
減価償却費	3,151,110	3,241,898	3,382,971	3,441,347	13,217,326
資産減耗費	165,172	117,051	210,178	378,764	871,165
支払利息	2,044,142	1,916,409	1,798,654	1,688,198	7,447,403
その他の費用	874,796	893,930	875,934	864,020	3,508,680
雑支出	30	30	31	31	122
予備費	19,048	19,048	19,048	19,048	76,192
特別損失	24,244	23,760	24,079	23,966	96,049
費用合計	9,757,459	9,688,466	9,799,370	9,807,341	39,052,636
差引	1,197,563	1,265,933	1,149,848	1,138,808	4,752,152

(3) 資本的収支計算書

(税込み)

(単位：千円)

年度 項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
企業債	1,583,100	1,822,300	1,812,500	1,689,900	6,907,800
国庫補助金	198,192	149,333	196,000	261,333	804,858
繰入金	254,866	211,700	251,400	296,700	1,014,666
寄付金	0	0	0	0	0
負担金	422,310	371,395	375,295	398,363	1,567,363
収入合計	2,458,468	2,554,728	2,635,195	2,646,296	10,294,687
建設改良費	4,006,412	4,324,034	4,783,663	5,295,120	18,409,229
企業債償還金	3,370,378	3,316,703	3,318,159	3,183,127	13,188,367
諸支出金	7,512	9,437	7,111	9,333	33,393
費用合計	7,384,302	7,650,174	8,108,933	8,487,580	31,630,989
差引	△ 4,925,834	△ 5,095,446	△ 5,473,738	△ 5,841,284	△ 21,336,302

(4) 料金水量見込

年度	水量 (m ³)
平成19年度	53,728,125
平成20年度	53,829,591
平成21年度	53,949,263
平成22年度	54,083,483
合計	215,590,462

※分水水量を除く

(5) 段階別水量内訳

段階区分 (m ³)	水量 (m ³)
1～10	88,911,291
11～20	51,232,804
21～50	37,414,576
51～100	7,894,274
101～200	7,037,899
201～	23,099,618
合計	215,590,462

※料金水量見込の内訳

(6) 口径別給水件数見込（月平均）

（単位：件）

年 度 口 径	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
13mm	88,316	88,756	89,196	89,635	355,903
20mm	116,566	119,994	123,421	126,848	486,829
25mm	6,876	7,052	7,228	7,404	28,560
30mm	1,254	1,273	1,292	1,311	5,130
40mm	892	909	926	944	3,671
50mm	339	344	352	358	1,393
75mm	169	170	170	171	680
100mm	65	65	65	66	261
150mm	15	15	15	15	60
合 計	214,492	218,578	222,665	226,752	882,487

2) 料金原価

$$39,151,201 \text{千円} = 39,052,636 \text{千円} - 3,363,241 \text{千円} + 3,461,806 \text{千円}$$

$$[\text{料金原価} = \text{費用合計} - \text{給水収益以外の収益} + \text{資産維持費}]$$

(注) 資産維持費 = ※償却対象資産 (固定資産 - 土地) × 資産維持率 (繰入率 × 平均的な自己資本構成比率 [50%]) × 料金算定期間

$$3,461,806 \text{千円} = 90,151,185 \text{千円} \times (0.0192 \times 0.5) \times 4 \text{年}$$

※ 償却対象資産 (償却未済額)

(単位：千円)

項目	年度	期首 (平成19年)	期末 (平成22年)	期首・期末平均残高
固定資産 (A)		100,772,548	104,497,647	
土地 (B)		2,206,656	2,206,656	
建設仮勘定 (C)		8,477,385	12,077,128	
償却対象資産額 (A)-(B)-(C)		90,088,507	90,213,863	90,151,185

※ 政府債利率

年 月	13年 4月	14年 4月	15年 4月	16年 4月	17年 4月	平 均
利 率 (%)	2.20	1.20	2.00	2.10	2.10	1.92

3) 料金改定率

$$\Delta 3.19 \% = (39,151,201 \text{千円} \div 40,441,547 \text{千円} - 1) \times 100$$

$$\text{所要料金改定率} = (\text{料金原価} \div \text{料金収入} - 1) \times 100$$

4) 有収水量 1%当たりの原価

$$181 \text{円} 60 \text{銭} = 39,151,201 \text{千円} \div 215,590,462\%$$

$$\text{有収水量 1\%当たりの原価} = \text{料金原価} \div \text{有収水量}$$

5) 料金原価とその分解

(単位：千円)

費 用		金 額
営 業 費 用	人 件 費	5,640,318
	動 力 費	435,257
	受 水 費	3,501,449
	薬 品 費	211,529
	修 繕 費	1,176,016
	委 託 料	2,871,130
	減 価 却 費	13,217,326
	資 産 減 耗 費	871,165
	そ の 他 の 費 用	3,680,921
	雑 支 出	122
資 本 費 用	支 払 利 息	7,447,403
	資 産 維 持 費	3,461,806
計		42,514,442
控 除 項 目		3,363,241
料 金 原 価		39,151,201

6) 総括原価の分解

総括原価分解表

(単位 千円)

費目	区分	需要家費		固定費			変動費	合計	
		徴収検針関係費	量水器関係費	維持管理費	減価償却費等	支払利息			資産維持費
人件費		895,118	416,190	4,096,860			232,150	5,640,318	
動力費							435,257	435,257	
受水費				3,501,449				3,501,449	
薬品費							211,529	211,529	
修繕費		2,260	76	1,173,680				1,176,016	
委託料		932,095	48,762	1,890,273				2,871,130	
受託工事費								0	
減価償却費					13,217,326			13,217,326	
資産減耗費					871,165			871,165	
その他の費用		372,789	694,531	2,613,601				3,680,921	
雑支出				122				122	
支払利息						7,447,403		7,447,403	
資産維持費							3,461,806	3,461,806	
小計		2,202,262	1,159,559	13,275,985	14,088,491	7,447,403	3,461,806	878,936	42,514,442
控除項目の配分		△ 1,119,228	△ 119,678	△ 489,825	△ 1,028	△ 1,633,482			△ 3,363,241
差引		1,083,034	1,039,881	12,786,160	14,087,463	5,813,921	3,461,806	878,936	39,151,201
合計		2,122,915			36,149,350		878,936	39,151,201	

7) 総括原価の配賦

① 検針・徴収関係費

費 目	総 額	1 件 1 月 当 たり	
検針・徴収関係費	千円 1,083,034	円 102.27	算定式 = $\frac{\text{検針・徴収関係費}}{\text{量水器設置延件数}}$

② 量水器関係

区分 口径	量水器 設置個数 (a)	量水器 購入価格 指 数 (b)	口径別配賦率		量水器関係費の配賦	
			(a) × (b)	左の配分比	総 額	1 件 の 月 額
mm	件			%	千円	円
13	4,270,836	1.00	4,270,836	30.97	322,051	75.41
20	5,841,948	1.30	7,613,036	55.18	573,806	98.22
25	342,731	1.38	471,449	3.42	35,564	103.77
30	61,550	4.24	260,961	1.89	19,654	319.32
40	44,053	5.43	239,401	1.74	18,094	410.73
50	16,708	21.22	354,497	2.57	26,725	1,599.53
75	8,160	43.39	354,074	2.57	26,725	3,275.12
100	3,130	51.79	162,109	1.18	12,271	3,920.45
150	730	90.50	66,063	0.48	4,991	6,836.99
計	10,589,846		13,792,426	100.00	1,039,881	

③ 固定費

費 目	総 額	配 分		備 考
		準備料金	従量料金	
維持管理費	千円 12,786,160	千円 1,700,559	千円 11,085,601	準備料金 = 固定費 × (1 - 負荷率) 負荷率 = 86.70%
減価償却費等	14,087,463	1,873,633	12,213,830	
支払利息	5,813,921	773,251	5,040,670	
資産維持費	3,461,806	460,420	3,001,386	
計	36,149,350	4,807,863	31,341,487	

④ 準備料金を配分された固定費の配賦

区分 口径	量水器 設置個数 (a)	補正流量比 (b)	口径別配賦率		固定費の配賦	
			(a) × (b)	左の配分比	総額	1件の月額
mm	件			%	千円	円
13	4,270,836	1.0	4,270,836	19.31	928,398	217.38
20	5,841,948	2.5	14,604,870	66.04	3,175,113	543.50
25	342,731	4.0	1,370,924	6.20	298,088	869.74
30	61,550	6.0	369,300	1.67	80,291	1,304.48
40	44,053	11.0	484,583	2.19	105,292	2,390.12
50	16,708	18.0	300,744	1.36	65,387	3,913.51
75	8,160	42.0	342,720	1.55	74,522	9,132.60
100	3,130	77.0	241,010	1.09	52,406	16,743.13
150	730	180.0	131,400	0.59	28,366	38,857.53
計	10,589,846		22,116,387	100.00	4,807,863	

⑤ 従量料金に配分された固定費の配賦

費目	総額	有収水量1%当たり 配賦額
維持管理費	11,085,601 千円	51.42 円
減価償却費等	12,213,830 千円	56.65 円
支払利息	5,040,670 千円	23.38 円
資産維持費	3,001,386 千円	13.92 円
計	31,341,487 千円	145.37 円

⑥ 変動費

費目	総額	有収水量1%当たり 配賦額
変動費	878,936 千円	4.08 円

6) 総括原価配賦表 (基本水量なし)

		13	20	25	30	40	50	75	100	150	口径 (mm)			基本 料金	
総括原価 39,151,201 千円	需要家費 2,122,915 千円	検針徴収関係費 1,083,034 千円	102.27	102.27	102.27	102.27	102.27	102.27	102.27	102.27	102.27	検針徴収 関係費	需 要 費		標準 備 料 金
		量水器関係費 1,039,881 千円	75.41	98.22	103.77	319.32	410.73	1,599.53	3,275.12	3,920.45	6,836.99	量水器 関係費	費		
	固定費 36,149,350 千円	維持管理費 12,786,160 千円	217.38	543.50	869.74	1,304.48	2,390.12	3,913.51	9,132.60	16,743.13	38,857.53	固定費	計	上記の補正 (消費税抜き額)	
		減価償却費等 14,087,463 千円	395.06	743.99	1,075.78	1,726.07	2,903.12	5,615.31	12,509.99	20,765.85	45,796.79				
		支払利息 5,813,921 千円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
		資産維持費 3,461,806 千円	400	740	1,080	1,730	2,900	5,620	12,510	20,770	45,800				
変動費 878,936 千円	145.37										固定費	従 量 料 金			
	4.08										変動費				
	149.45 円										計				

8) - 2 総括原価配賦表 (口径13mmから25mmに、基本水量5m³を設定)

		13	20	25	30	40	50	75	100	150	口径 (mm)			基本 料金
需要家費	検針徴収関係費	1,083,034 千円										検針徴収 関係費	需 要 費	
	量水器関係費	1,039,881 千円												量水器 関係費
総括原価	維持管理費	12,786,160 千円										固定費	1 か 月	
	減価償却費等	14,087,463 千円												基本水量 相当額
39,151,201 千円	固定費	36,149,350 千円										計	1 か 月	
	支払利息	5,813,921 千円												
39,151,201 千円	資産維持費	3,461,806 千円										上記の補正 (消費税抜き額)	従 量 料 金	
	変動費	878,936 千円										固定費		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	145.37	変動費	
		650	1,000	1,330	1,730	2,900	5,620	12,510	20,770	45,800		4.08	計	
												149.45 円		

個別需給給水契約制度（案）について

1 個別需給給水契約制度導入の背景

[渇水等への対応]

本市水道事業においては、将来にわたって安定給水ができるよう、水源の確保等に取り組んでいるところであるが、近年の異常気象により渇水などが発生した場合においても、安全で安心な水を安定供給できる体制づくりが求められている。

このような中、電気事業においては、使用ピーク時に使用電力を抑制してもらうピークカット方式を採用し、電力の安定供給を図っているが、水道事業においても、特に大口需要者を対象に、渇水時等に水道の使用水量を調整する手法を導入することが安定給水を確保するうえで有効であると思われる。

[大口需要者の水道離れ]

大口需要者の中には、経済性の観点から地下水ビジネスを利用するケースが見られ、このことは、大口需要者にとって、現在の水道が必ずしも使いやすい環境にあるとは言えないということを示していることから、大口需要者にとっても、水道を利用しやすい環境を整備することが求められている。

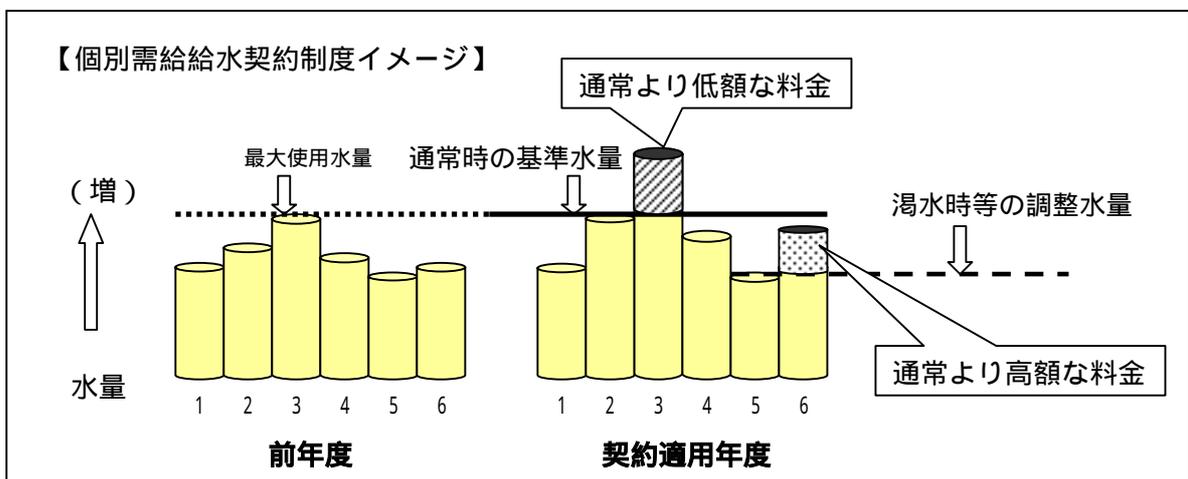
2 個別需給給水契約制度導入の趣旨

このようなことから、渇水等への対応と大口需要者が水道を利用しやすい環境を整備し、生活用水の安定確保と大口需要者の水道離れの抑制を図るものである。

3 個別需給給水契約制度の概要

一定量以上の使用実績のある大口需要者の協力を得て、渇水時などのときには上下水道局がお願いする範囲に使用水量を抑制してもらう反面、それ以外のときは、給水能力の範囲内で個別に設定した基準水量を超えて使用した場合に、通常より低額の料金単価で水道水を供給する制度である。

なお、渇水時等において設定した基準(調整水量)を超過した場合には通常より高額な料金単価を適用し、制度の実効性を高めるものである。



4 個別需給給水契約制度（案）

(1) 適用要件	<p>○契約申し込み前の1年間に、2か月で6,000 m³以上、1年間で36,000 m³以上の使用実績があること</p> <p>○種別が一般用であること</p> <p>○集合栓※による給水契約を結ぶ利用者には適用しない</p> <p>※集合住宅等で、複数戸の水道使用量を一つのメータで一括検針し、それに基づく水道料金を当該施設管理者等が一括して納付する形態</p>
(2) 契約期間	<p>○契約期間：契約が成立した日以降、最初の検針日からその年度末（3月31日）</p> <p>・契約期間満了に先立ち、契約の廃止・変更がない場合は、期間満了後も1年毎に同一条件で継続</p>
(3) 基準水量の設定	<p>○基準水量：</p> <p>契約の適用を希望する前1年間の使用実績から、最大使用水量を基に算定</p> <p style="text-align: center;">2か月あたりの基準水量 = 最大使用水量 × (60日 / 実検針日数) (100 m³未満切捨て)</p> <p>・漏水等により、最大使用水量が増加している場合は、過去の使用実績等により算定</p> <p>・基準水量は、契約の更新にあたり、特段の事情のない限り変更しない</p>
(4) 調整期間・調整水量	<p>○調整期間：</p> <p>本契約の申込者に、渇水等の非常時に水道水の使用を抑制してもらう期間</p> <p>○調整水量：</p> <p>本契約の申込者に、調整期間中水道水の使用を抑制してもらうための基準とする水量</p> <p>・上下水道局が定める範囲で基準水量から減量した水量を1日単位で設定</p> <p>・調整期間中に使用量が調整水量を超えた場合、超えた水量分については通常より高い従量料金単価を適用する</p>
(5) 水道料金	<p>◎ 基準水量を超えて使用した水量の従量単価：</p> <p style="text-align: center;">69円（税抜き）/m³</p> <p>◎ 調整水量設定後、調整水量を越えて使用した水量の従量単価：</p> <p style="text-align: center;">388円（税抜き）/m³</p>
(6) 料金計算例	<p>【前提条件】</p> <p>口径 100mm</p> <p>使用水量：9,000 m³</p> <p>基準水量：8,000 m³</p> <p>基準水量を超えて使用した水量の単価：69円（契約前は308円）(税抜き)</p> <p>A 一般料金（税込み）</p> <p>基本料金 30,723円 +従量料金（8,000 m³まで）2,603,170.5円 +従量料金（9,000 m³まで） 323,400円</p> <p style="text-align: right;">2,926,570円（a）</p> <p>B 個別契約（税込み）</p> <p>基本料金 30,723円 +従量料金（8,000 m³まで）2,603,170.5円 +従量料金（9,000 m³まで） 72,450円</p> <p style="text-align: right;">2,675,620円（b）</p> <p>【軽減額】 (a) - (b) = <u>250,950円（税込み）</u></p>